

ちょうりつがっこうしょくいん しょうがい りゆう さべつ かいしょう
みやき町立学校職員における障害を理由とする差別の解消の
すいしん かん たいおうようりょう
推進に関する対応要領

もくてき
(目的)

だい じょう ようりょう い か たいおうようりょう しょうがい りゆう
第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由と
 さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう
する差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。
い か ほう だい じょうだい こう きてい もと しょうがい
以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、また、障害を
りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん へいせい ねん つき
理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月2
 にちかくぎけつてい そく ほうだい じょう きてい じこう かん
4日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、みやき
ちょうりつがっこうしょくいん ひびこようしょくいん がっこう しょうひしろう かんけい
町立学校職員(日々雇用職員、学校と使用被使用の関係にある
とくべつしょくひじょうきんしょくいん ふく い か しょくいん てきせつ たいおう
特別職非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応
 ひつよう じこう さだ
するために必要な事項を定めるものとする。

ふとう さべつてきとりあつかい きんし
(不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう しょくいん じむまた じぎょう おこな あ しょうがい しんたい
第2条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体
しょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく た しんしん
障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身
きのう しょうがい い かおな りゆう しょうがいしゃ しょうがいおよ
の機能の障害をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害及
 しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう
び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当
 せいげん う じょうたい い かおな もの ふとう さべつてき
な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。)でない者と不当な差別的
とりあつか しょうがいしゃ けんりりえき しんがい
取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
 ばあい しょくいん べっし さだ りゅういじこう りゅうい
この場合において、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものと

する。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

ごうりてきはいりよ ていきょう
（合理的配慮の提供）

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。この場合において、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

こうちょうなどかんりかんとくしゃ せきむ
（校長等管理監督者の責務）

第4条 校長等管理監督者は、自らが障害に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に関して高い意識を持つとともに、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取り扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的

はいりよ ていきょう つと
配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

いちにちじょう しつむ つう しどうとう しょうがい りゆう さべつ
一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の

かいしょう かん かんり しょくいん ちゅうい かんき しょくいん
解消に関し、その管理する職員の注意を喚起するとともに、職員
ざいせき じどうせいと しょうがいおよびしょうがい りゆう
のみならず在籍する児童生徒についても、障害及び障害を理由とす
さべつ かいしょう かん にんしき ふか
る差別の解消に関する認識を深めさせること。

しょうがいしゃおよ かぞく た かんけいしゃ いか そうだんしゃ
二 障害者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）

ふとう さべつてきとりあつかいまた ごうりてきはいりよ ふていきょう たい そうだん
から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、
くじょう もうしでなど ばあい じんそく たいおう
苦情の申出等があった場合は、迅速に対応すること。

ごうりてきはいりよ ひつようせい かくにん ばあい かんり しょくいん たい
三 合理的配慮の必要性が確認された場合、管理する職員に対して、

ごうりてきはいりよ ていきょう てきせつ おこなう しどう
合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

こうちょうなどかんりかんとくしゃ しょうがい りゆう さべつ かん もんだい
2 校長等管理監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が

しょう ばあい じんそく てきせつ たいしょ
生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

こうない たいせい
（校内における体制）

だい じょう がっこう しょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいん お こうちょう
第5条 学校に障害者差別解消推進員を置くものとし、校長が

しょぞく しょくいん なか しめい しょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいん
所属する職員の中から指名する。障害者差別解消推進員の

しょくむ つぎ
職務は次のとおりとする。

そうだんしゃ そうだんとう たいおう
一 相談者からの相談等の対応

じこう さだめるこうないいいんかいおよ こうないけんしゅう きかく うんえい
二 次項に定める校内委員会及び校内研修の企画・運営

たこうちょう しじ じこう
三 その他校長が指示する事項

がっこう こうないいいんかい せっち こうないいいんかい こうちょう きょうとう
2 学校に校内委員会を設置する。校内委員会は、校長、教頭、

しょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいん ようごきょうゆ たこうちょう ひつよう みと
障害者差別解消推進員、養護教諭その他校長が必要と認める

しゃ こうせい つぎ かか じむ しより
者で構成し、次に掲げる事務を処理するものとする。

しょうがいしゃ じどうせいと じったいはあくおよ しえんほうさく けんとう
一 障害者である児童生徒の実態把握及び支援方策の検討

しょうがい りゆう さべつ かん もんだい みと ばあい
二 障害を理由とする差別に関する問題があると認められる場合の

たいおう けんとう
対応の検討

たこうないいいんかい ひつよう みと じこう
三 その他校内委員会で必要と認める事項

しょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいん しょくむ こうないいいんかい じむ こうない
3 障害者差別解消推進員の職務、校内委員会の事務は、校内の

た しょく そしき おこな
他の職、組織に行わせることができる。

そうだんとう たいせい
(相談等の体制)

だい じょう そうだんしゃ そうだんとう てきかく たいおう つぎ そうだんいん
第6条 相談者からの相談等に的確に対応するため、次の相談員を

お そうだんいん つぎ かか しょく もの あ
置く。相談員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

がっこう こうちょう しょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいん たこうちょう してい
一 学校 校長、障害者差別解消推進員その他校長が指定す

しょくいん
る職員

まちきょういくいいんかい い か まちきょうい がっこうきょういくか
二 みやき町教育委員会（以下「町教委」という。） 学校教育課

がっこうきょういくたんとう
学校教育担当

そうだんとう う ばあい せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりょ
2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するととも

たいめん でんわ でんし くわ しょうがいしゃ たにん
に、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人

はか さい ひつよう たよう しゅだん かのう はんい
とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲

ようい たいおう
で用意して対応するものとする。

がっこう ぜん こう きてい ないよう こうない しゅうち はか
3 学校においては、前2項に規定する内容について、校内で周知を図るものとする。

そうだんとう たいおう
(相談等への対応)

だい じょう そうだんとう う けた そうだんいん ないよう きろく こうちょう ほうこく
第7条 相談等を受けた相談員は、その内容を記録して校長に報告
ほうこく う こうちょう そうだんとう う そうだんいんまた
するものとし、報告を受けた校長は、相談等を受けた相談員又は
しょうがいしゃさべつつかいしょうすいしんいん たてきん みと しょくいん たい じじつ
障害者差別解消推進員その他適任と認める職員に対し、事実
かんけい ちょうさなど おこな しじ
関係の調査等を行うよう指示するものとする。

ぜんこう ちょうさなど けっか しょうがい りゆう さべつ かん もんだい
2 前項の調査等の結果、障害を理由とする差別に関する問題がある

ばあい ほかとく ひつよう みと ばあい こうちょう こうないいんかい
場合その他特に必要と認められる場合には、校長は校内委員会
たいおう けんとう じんそく てきせつ たいしょ
対応を検討のうえ迅速かつ適切に対処しなければならない。

こうちょう ぜん2こう しじ けんとう たいしょなど さい てきぎまちきょうい
3 校長は、前2項の指示、検討、対処等をするに際し、適宜町教委
ほうこく きょうぎ
に報告、協議するものとする。

ほんじょう ぎょうむ かか しゃ そうだんしゃ およ ひみつ ほご
4 本条の業務に関わる者は、相談者のプライバシー及び秘密の保護
てっぺい そうだんとう たいおう てきぎ
を徹底しなければならない。また、相談等への対応にあたっては、適宜、
そうだんしゃ いこうかくにん てきせつ はいりよ
相談者に意向確認をするなど適切に配慮するものとする。

けんしゅう けいはつ
(研修・啓発)

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん はか がっこう
第8条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、学校にお
しょうぞくしょくいん たい ひつよう けんしゅう けいはつ おこな
いて、所属職員に対し必要な研修・啓発を行うものとする。

あら しょくいん もの ひびこようしょくいん とくべつしょくひじょうきんしょくいん
2 新たに職員となった者（日々雇用職員、特別職非常勤職員
など のぞ たい しょうがい りゆう さべつ かいしょう かんする
等を除く。）に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する
きほんてき じこう りかい あら こうちょうなどかんり
基本的な事項について理解させるために、また、新たに校長等管理
かんとくしゃ しょくいん たい しょうがい りゆう さべつ かいしょう
監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消
とう かん もと やくわり りかい まちきょうい
等に関し求められる役割について理解させるために、町教委において、
しょくいん たい けんしゅう じっし
これらの職員に対し研修を実施するものとする。

しょくいん しょうがい とくせい りかい しょうがいしゃ てきせつ
3 職員に障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に
たいおう がっこうおよ まちきょうい ひつよう おう
対応するため、学校及び町教委において、必要に応じてマニュアル
かつようとう いしき けいはつ はか
の活用等により意識の啓発を図るものとする。

まえかくこう さだ けんしゅう じっしとう ちょうちょうぶきよく
4 前各項に定める研修の実施等にあたっては、町長部局の
きょうりよく え おこな
協力を得て行うものとする。

ふそく
附則

ようりょう へいせい ねん がつ にち せこう
この要領は、平成28年8月1日から施行する。

べっし 別紙

ちょうりつがっこうしょくいん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
みやき町立学校職員における障害を理由とする差別の解消の推進に
かん たいおうようりょう かかわ りゆういじこう
関する対応要領に係る留意事項

だい たいしょう しょうがいしゃ 第1 対象となる障害者

たいしょう しょうがいしゃ しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき
対象となる障害者は、「障害及び社会的障壁により、継続的に
にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であ
しょうがいしゃ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ う せいげん
る。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、
しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく た
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の
しんしん きのう しょうがい なんびょう きいん しょうがい ふく きいん
心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む）のみに起因するもので
しゃかい さまざま しょうへき そうたいする しょう
はなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものとのい
しゃかいもでる かんが かた ふ たいおうようりょう
わゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、対応要領が
たいしょう しょうがいしゃ しょうがいしゃてちょう しょじしゃ かぎ
対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。な
こうじのうきのうしょうがい せいしんしょうがい ふく
お、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

だい ふとう さべつてきとりあつかい きほんてき かんが かた 第2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サ
かくしゅきかい ていきょう きよひ また ていきょう あ ばしょ じかんたい
ービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯など
せいげん しょうがいしゃ もの たい ふ じょうけん つ
を制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどに
しょうがいしゃ けんりりえき しんがい きんし
より、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

しょうがいしゃ じじつじょう びょうどう そくしん また たっせい ひつよう
ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要
とくべつ そち ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ
な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を
しょうがいしゃ もの くら ゆうぐう とりあつか せっきょくてきかいぜん
障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善
そち ほう きてい しょうがいしゃ たい ごうりてきはいりよ ていきょう
措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による
しょうがいしゃ もの ことなるとりあつかい ごうりてきはいりよ ていきょうとう
障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために
ひつよう はんい ぷらいばしー はいりよ しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうとう
必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を
かくにん ふとう さべつてきとりあつか あ
確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう しょうがいしゃ
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、
もんだい じむまた じぎょう ほんしつてき かんけい しょじじょう おな
問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ
しょうがいしゃ もの ふり あつか てん りゅうい ひつよう
障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

だい せいとう りゆう はんたん してん 第3 正当な理由の判断の視点

せいとう りゆう そうとう しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう ざい
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・
さーびす かくしゅきかい ていきょう きよひ とりあつかい きやくかんてき み
サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て
せいとう もくてき した おこな もくてき て え
正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと
い ばあい
言える場合である。

せいとう りゆう そうとう いな ぐたいてき けんとう せいとう
正当な理由に相当するか否かについては、具体的な検討をせずに正当な
りゆう かくだいかいしゃく ほう しゅし そこ こべつ じあん
理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、
しょうがいしゃ だいさんしゃ けんりりえき れい あんぜん かくほ ざいさん ほぜん そんがいはっせい
障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生
ぼうしなど およ がっこう じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう いじとう かんてん
の防止等）及び学校の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点

かんが　ぐたいてきばめん　じょうきょう　おう　そうごうてき　きやくかんてき　はんだん
に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断するこ
ひつよう
とが必要である。

しょくいん　せいとう　りゆう　はんだん　ばあい　しょうがいしゃ　りゆう
職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を
せつめい　りかい　え　つと　のぞ
説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

だい　ふとう　さべつてきとりあつか　ぐたいれい 第4 不当な差別的取扱いの具体例

ふとう　さべつてきとりあつか　あ　え　ぐたいれい　いか　だい
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2
しめ　ふとう　さべつてきとりあつか　そうとう　いな　こべつ
で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の
じあん　はんだん　いか　きさい　ぐたいれい
事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、
せいとう　りゆう　そんざい　ぜんてい
正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまで
れいじ　きさい　ぐたいれい　かぎ　りゅうい
も例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意す
ひつよう
る必要がある。

ふとう　さべつてきとりあつか　あ　え　ぐたいれい
(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- しょうがい　りゆう　まどぐちたいおう　きよひ
○ 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- しょうがい　りゆう　たいおう　じゅんじょ　あとまわ
○ 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- しょうがい　りゆう　しょめん　こうふ　しりょう　そうふ　ばんふれつと　ていきょうとう　こば
○ 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- しょうがい　りゆう　しきてん　せつめいかい　しんぽじうむとう　しゅつせき　こば
○ 障害を理由に式典、説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- じむ　じぎょう　すいこうじょう　とく　ひつよう　しょうがい
○ 事務・事業の遂行上、特に必要でないにもかかわらず、障害があることを
りゆう　らいこう　さいほごしゃなどつ　そ　しゃ　どうこう　もと　じょうけん　つ
理由に、来校の際保護者等付き添い者の同行を求めるなどの条件を付け、
また　とく　ししょう　つ　ぞ　しゃ　どうこう　こば
又は特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

ほんにん むし しえんしゃ かいじょしゃ つぞ しゃ はな
○ 本人を無視して、支援者・介助者や付き添い者のみに話しかける。

せいとう りゆうほんにん いしまた かぞくなど いし しょうがい かた いし
○ 正当な理由なく、本人の意思又はその家族等の意思（障害のある方の意思

かくにん こんなん ばあい かぎ はん たいおう
を確認することが困難な場合に限る。）に反して、対応する。

しょうがい りゆう にゅうがく しゅつがん じゅり じゅけん にゅうがく じゅぎょうとう じゅこう
○ 障害を理由に入学の出願の受理、受検、入学、授業等の受講、

けんきゅうしどう じっしゅうとうこうがいきょういくかつどう がっこうぎょうじ さんか にゅうりょうなど
研究指導、実習等校外教育活動、学校行事への参加、入寮等

こばみ また こば か せいとうりゆう じょうけん ふ
を拒み、又はこれらを拒まない代わりとして正当理由のない条件を付す。

しけんとう ごうりてきはいりょ う りゆう ひょうか さ
○ 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつける。

だい5 ごうりてきはいりょ きほんてき かんが かた 第5 合理的配慮の基本的な考え方

しょうがいしゃ けんり かんするじょうやく いか けんりじょうやく だい2じょう
1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条に

ごうりてきはいりょ しょうがいしゃ ほか しゃ びょうどう きそ すべ
において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全

じんけんおよ きほんてきじゆう きょうゆう また こうし かくほ
ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための

ひつよう てきとう へんこうおよ ちょうせい とくてい ばあい ひつよう
必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とさ

きんこう しつ また かど ふたん か
れるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

ほう けんりじょうやく ごうりてきはいりょ ていぎ ふ ぎょうせいきかんと
法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に

たい じむまた じぎょう おこな あ ここ ばめん しょうがいしゃ
対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者か

げん しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう むね いし ひょうめい
ら現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった

ばあい じっし ともな ふたん かじゅう しょうがいしゃ けんり
場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利

りえき しんがい しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし
利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、

ごうりてきはいりょ おこな もと ごうりてきはいりょ しょうがいしゃ う
合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける

せいげん しょうがい きいん しゃかい さまざま しょうへき
制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と
そうたいする しょう しゃかい かんが かつ ふ
相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい
まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、
しょうがいしゃ ここ ばめん ひつよう しゃかいてきしょうへき じょきよ
障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去する
ひつよう ごうりてき とりくみ じっし ともな ふたん かじゅう
ための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないも
のである。

ごうりてきはいりよ がっこう じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう て
合理的配慮は、学校の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、
ひつよう はんい ほんらい ぎょうむ ふずい かぎ しょうがいしゃ
必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者
もの ひかく どうとう きかい ていきょう う
でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、
じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう ほんしつてき へんこう およ
事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに
りゅうい ひつよう
留意する必要がある。

ごうりてきはいりよ しょうがい とくせい しゃかいてきしょうへき じょきよ もと
2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる

ぐたいてきばめん じょうきょう おう こと たよう こべつせい たか
具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、
とうがいしょうがいしゃ げん お じょうきょう ふ しゃかいてきしょうへき
当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の
じょきよ しゅだんおよ ほうほう だい かじゅう ふたん きほんてき かんが
除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考
がた がか ようそ こうりよ だいたいそち せんたく ふく そうほう けんせつてき
え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的
たいわ そうごりかい つう ひつよう ごうりてき はんい じゅうなん たいおう
対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応が
ごうりてきはいりよ ないよう ぎじゅつ しんてん しゃかい
なされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会
じょうせい へんかとう おう か え ごうりてきはいりよ ていきょう あ
情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当た
しょうがいしゃ せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりよ
っては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

ごうりてきはいりよ ひつよう しょうがいしゃ たすうみこ ばあい
なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、

しょうがいしゃ かんけいせい ちょうき ばあいとう つど ごうりてきはいりよ
障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮

べつ こうじゅつ かんきょう せいび こうりよ い ちゅう
とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・

ちょうきてき ことと さくげん こうりつか てん じゅうよう
長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

いし ひょうめい あ ぐたいてきばめん しゃかいてきしょうへき じょきよ
3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に

かん はいりよ ひつよう じょうきょう げんご しゅわ ふく
関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）の

てんじ かくだいもじ ひつだん じつぶつ ていじ みぶ さいんとう あいず
ほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、

しょっかく いしでんたつ しょうがいしゃ たにん こみゆにけーしょん はか さい
触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際

ひつよう しゅだん つうやく かい ふく つた
に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

たと せつめいかいなど かいさい しゅうち ばいたい はいりよ ひつよう
例えば説明会等の開催を周知する媒体などにおいて、配慮を必要と

ばあい あらかじ むね れんらく いらい しょうがいしゃ いし
する場合には 予めその旨を連絡するよう依頼するなど、障害者が意思の

ひょうめい かんきょうづくり のぞ
表明をしやすい環境づくりをすることが望ましい。

しょうがいしゃ いしひょうめい ちてきしょうがい せいしんしょうがい
また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害

はつたつしょうがい ふく とうほんにん いしひょうめい こんなん ばあい
（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、

しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうていだいりじんなど こみゆにけーしょん
障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを

しえん ものほんにん ほさ おこな いし ひょうめい ふく
支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

いし ひょうめい こんなん しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうてい
なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定

だいりじんなど ともな ばあい いし ひょうめい ばあい
代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、

とうがいしょうがいしゃ しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう めいはく
当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白で

ばあい ほう しゅし かんが とうがいしょうがいしゃ たい てきせつ おも
ある場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思わ

はいりよ ていあん けんせつてきたいわ はたら じしゅてき
れる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な
とりくみ つと のぞ
取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる

けんちくぶつ ばりあふりーか かいじょしゃなど じんてきしえん じょうほうあくせしびりてい
建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティ
こうじょうとう かんきょう せいび きそ ここ しょうがいしゃ たい
の向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その
じょうきょう おうじてこべつ じっし そち
状況に応じて個別に実施される措置である。

かくばめん かんきょう せいび じょうきょう ごうりてきはいりよ
したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の
ないよう こと しょうがい じょうたいとう へんか
内容は異なることとなる。また、障害の状況等が変化することもあるた

とく しょうがいしゃ かんけいせい ちょうき ばあいとう ていきょう
め、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する
ごうりてきはいりよ てきぎ みなお おこなう じゅうよう
合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 学校がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託

など ばあい ていきょう ごうりてきはいりよ ないよう おおきなさい しょう
等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずること
しょうがいしゃ ふりえき うける いたくなど じょうけん たいおう
により障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応
ようりょう ふ ごうりてきはいりよ ていきょう も こ つと
要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが
のぞ
望ましい。

第6 過重な負担の基本的な考え方

かじゅう ふたん ぐたいてき けんとう かじゅう ふたん かくだいかいしゃく
過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈
ほう しゅし そこ こべつ じあん いか ようそとう
するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を
こうりよ ぐたいてきばめん じょうきょう おう そうごうてき きやくかんてき はんたん
考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断するこ

ひつよう しょくいん かじゅう ふたん あ はんだん ばあい しょうがいしゃ
とが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者
りゆう せつめい りかい え つと のぞ
にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

じむまた じぎょう えいきょう ていど じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう そこ
○ 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損
いな
なうか否

か)

じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく
○ 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

ひよう ふたん ていど
○ 費用・負担の程度

だい ごうりてきはいりよ ぐたいれい 第7 合理的配慮の具体例

だい しめ ごうりてきはいりよ ぐたいてきばめん じょうきょう おう こと
第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異な
たよう こべつせい たか ぐたいれい つぎ
り、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

きさい ぐたいれい だい しめ かじゅう ふたん せんざい
なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないこと

ぜんてい れいじ きさい
を前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている

ぐたいれい かぎ りゅうい ひつよう
具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

ごうりてきはいりよ あ え ぶつりてきかんきょう はいりよ ぐたいれい
(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

だんさ ばあい くるまいすりようしゃ きやすたーあ ほじよなど おこな
○ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げの補助等を行う。また

み ふちど つ だんさ わ
は、見えやすい縁取りを付けて、段差があることが分かるようにする。

えれべーたー しせつ じょうげかい いどう さい まんぱわー いどう
○ エレベーターがない施設の上下階の移動の際に、マンパワーにより移動を

さぼーと じょうかい しょくいん かかい おりてたいおう など はいりよ
サポートしたり、上階の職員が下階に下りて対応する等の配慮をする。

はいかだな たか しょ お としよ ばんふれつとなど と わた としよ
○ 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡す。図書や

ばんふれつとなど いち わ つた
パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。

しかくしょうがいしゃ たい ゆうどう つ そ おこな
○ 視覚障害者に対して誘導（付き添い）を行う。

くるまいすりようしゃ かうんたー たか ばあい かうんたーご たいおう
○ 車椅子利用者にとってカウンターが高い場合に、カウンター越しの対応では
た てーぶる うつ など てきせつ こみゆにけーしょん おこな
なく、他のテーブルに移る等して、適切にコミュニケーションを行う。

つうこう つうろ かべ て きんぺん しょうがいぶつ きけんぶつ お
○ 通行しやすいように通路や壁、手すりの近辺には障害物や危険物を置
かない。

かいだん ひょうじ み めいりょう
また、階段や表示を見やすく明瞭にする。

しゅうい もの そんざい きんちょう ひろう かん じょうちょ ふあんてい
○ 周囲の者の存在に緊張する、疲労を感じやすい、情緒が不安定にな

などしょうがい じどうせいと ほごしゃなど べっしつ どくりつ
りやすい等障害のある児童生徒やその保護者等から別室や独立した

すぺーす きゅうけいなど もうしで さい べっしつなど かくほ
スペースでの休憩等の申出があった際、別室等を確保する。もしくは、

べっしつなど かくほ こんなん ばあい とうがいしょうがいしゃ じじょう せつめい
別室等の確保が困難である場合には、当該障害者に事情を説明し、

しゅうい もの いちどり はいりよ ばしょ ていきょう ちか ながいすなど
周囲の者との位置取りに配慮した場所を提供したり、近くに長椅子等を

いどう りんじ きゅうけいすぺーす もう とう たいおう
移動させて臨時の休憩スペースを設ける等の対応をする。

ぱにつくほっさ はっせい ばあい りんじ きゅうけいすぺーす もう
○ パニック発作が発生した場合に、臨時の休憩スペースを設ける。

もくてき ばしょ あんない さい しょうがいしゃ ほこうそくど あ そくど ある
○ 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩

ぜんご さゆう きより いちど しょうがいしゃ きぼう き
いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

しょうがい とくせい ひんばん りせき ひつよう ばあい きょうしつなど ぎせき
○ 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、教室等の座席

いち とびらふきん
位置を扉付近にする。

ふずいいうんどうとう かみ しりょうなど お むずか しょうがいしゃ
○ 不随意運動等により紙の資料等を押さえることが難しい障害者に

たい しょくいん お ばいんだーなど こていきぐ ていきょう
対し、職員がそれを押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりす
る。

さいがい じこ はっせい さい けいほうおん こうないほうそう ひなんじょうほうなど
○ 災害や事故が発生した際、警報音や校内放送で避難情報等の

きんきゅうじょうほう き しょうがいしゃ たい しょくいん ちよくせつさいがい し
緊急情報が聞こえにくい障害者に対し、職員が直接災害を知
てが ぼーどなど もち わ あんない ゆうどう はか
らせたり、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

くるま りょうしゃとう たもくてきといれ ばしょ あんない
○ 車いす利用者等を多目的トイレの場所に案内する。

としょかん じっけん じっしゅうしつなど しせつ せつび ほか じどうせいと どうよう りょう
○ 図書館や実験・実習室等の施設・設備を、他の児童生徒と同様に利用

かいぜん
できるように改善する。

いどう こんなん じどうせいと ほごしゃなど そうげい ちゅうしゃ
○ 移動に困難のある児童生徒のため、保護者等が送迎するための駐車

すぺーす ようい
スペースを用意する。

ちょうかくかびん じどうせいと きょうしつ つくえおよ いす あし かんしょうざい
○ 聴覚過敏の児童生徒のために教室の机及び椅子の脚に緩衝材を

つ ぎつおん けいげん しかくじょうほう しょり ながて じどうせいと こくばん
付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板
まわ けいじぶつなど じょうほう へ こべつ じあん とくせい おう
周りの掲示物等の情報を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて

きょうしつかんきょう くふう
教室環境を工夫する。

ちてきしょうがい じどうせいと たい みとおし も わ
○ 知的障害のある児童生徒に対し、見通しが持てるようにあらかじめ分かりや

すけじゅーるかーど ていじ しゅうりょうじかん しかくてき わ
すいスケジュールカードを提示したり、終了時間が視覚的に分かるように

たいまー しめ
タイマーで示したりする。

しえんいんなど きょうしつ にゅうしつ じゅぎょう しけん ばそこんにゅうりよくしえん
○ 支援員等の教室へ入室、授業や試験でのパソコン入力支援、

いどうしえんおよ まちあいしつ たいき きよか
移動支援及び待合室での待機を許可する。

ごうりてきはいりよ あ え いしそつう はいりよ ぐたいれい
(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

ひつだん ようやくひつき しゅわ よ あ おんせいばん てんじ かくだいまじなど つか
○ 筆談、要約筆記、手話、読み上げ、音声版、点字、拡大文字等を使っ

こみゆにけーしょん じょうほうていきょう おこな
たコミュニケーションや情報提供を行う。

じょうほうほしょう かんてん み おう じょうほう ていきょう き
○ 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くこと
ないよう りかい せつめい しりょう かくだいこぴー かくだいもじまた てんじ もち
で内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用
しりょう とお うご はや さわ かくにん
いた資料、遠くのものや動きの速いものなど、触ることができないものを確認
もけい しゃしんなど ていきょうなど き おう しかくてき じょうほう
できる模型や写真等の提供等）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の
ていきょう み き りょうほう ばあい おうじたじょうほう
提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の
ていきょう て もじ か つた など ちてきしょうがい はいりよ じょうほう
提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報
ていきょう つた ないよう ようてん ひつき かんじ るび ふ たんご ぶんせつ
の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の
くぎ くうはく はさ きじゅつ わ が がいらいご
区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は
さ など おこな さい かくばいたいあいだ ペー じばんごうなど こと え
避ける等）を行う。その際、各媒体間でページ番号等が異なり得るこ
りゅうい しょう
とに留意して使用する。

こえ き くち うご ひょうじょう よ ますく
○ 声がよく聞こえるように、また、口の動きや表情を読めるようにマスクを
はず はなし
外して話をする。

ばんふれつとなど もじ おお たいおう
○ パンフレット等の文字を大きくするなどの対応をとる。

かくしゅ かみ しりょう てきすとでーた ていきょう るびぶ おこな しよるい
○ 各種の紙の資料をテキストデータで提供する、ルビ振りを行う、書類
さくせいじ おお もじ か きにゅうらん ひろ もう とう ひつよう
の作成時に大きな文字を書きやすいように記入欄を広く設ける等、必要な
ちょうせい おこな
調整を行う。

らいこうじ こえ しょうがい じょうたい ふ きぼう さぼーと き
○ 来校時に声をかけ、障害の状態を踏まえ、希望するサポートを聞き、
ひつよう おう ゆうどう
必要に応じて誘導する。

でんしめーる ほーむペーじ ふあつくす たよう ばいたい じょうほうていきょうとう
○ 電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供等
おこな
を行う。

せつめいかいなど しょう しりょう うけつけ かいじょうない あんない せつめいなど
○ 説明会等で使用する資料や、受付および会場内の案内・説明等に

てんじ かくだいもじ おんせいよみあげきのう るびふよ わ ひょうげん
ついて、点字、拡大文字、音声読み上げ機能、ルビ付与、分かりやすい表現へ

おきか しゅわ ひつだん しょうがいとくせい おう たよう こみゆにけーしょん
の置換え、手話、筆談など障害特性に応じた多様なコミュニケーション

しゅだん かのう はんい ようい たいおう ひつよう おう しゅわつうやく
手段を、可能な範囲で用意して対応する。また、必要に応じて、手話通訳

ようやくひつきしゃ はいち
や要約筆記者を配置する。

はなしことば き りかい いしそつう こんなん しょうがいしゃ たい
○ 話し言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、

え しゃしんかーど こみゆにけーしょんぼーど たぶれっとたんまつとう きき
絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の

かつよう しかくてき つた じょうほう もじか しつもんないよう また
活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「い

たんてき こた いし かくにん ほんにん
いえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人

じこせんたく じこけってい しえん
の自己選択・自己決定を支援したりする。

つうじょう こうとう おこな あんない かみ めも わた こうとう しじ つた
○ 通常、口頭で行う案内を紙にメモして渡す、口頭の指示だけでは伝

ばあい しじ しょめん つた
わりにくい場合に指示を書面で伝える。

かみ しりょう きにゆう いらいじ のーとなど か と さい きにゆう
○ 紙の資料への記入の依頼時やノート等に記載取りをする際に、記入

ほうほうなど ほんにん め まえ しめ また わ きじゅつ でんたつ ほんにん
方法等を本人の目の前で示し、又は分かりやすい記述で伝達する。本人

いらい ばあい だいどく だいひつ はいりよ おこな
の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。

ちゅうしょうてき ことば ひゆひょうげんなど にがて しょうがいしゃ たい ぐたいてき
○ 抽象的な言葉や比喩表現等が苦手な障害者に対し、具体的な

ことば つか ひゆ あんゆ にじゅうひていひょうげん もち せつめい
言葉を使ったり、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いないなどして説明

くふう
を工夫する。

しょうがいしゃ もうしで さい ていねい く かせ せつめい
○ 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、

ないよう りかい かくにん おうたい がいらいご
内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は

さ
避ける、

かんすうじ もち じこく じかんひょうき ごぜん ごご ひょうき
漢数字は用いない、時刻は24 時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの

わ はいりよ ねんとう お めも ひつよう おう てきじ わた
分かりやすい配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

しょうがい じどうせいと なか いどうはんい かつどうりょう せいげん もの
○ 障害のある児童生徒の中で移動範囲や活動量が制限されている者
たい つーるなど かつよう こみゆにけーしょん たいけん さんか ほじょ
対し、ICTツール等を活用し、コミュニケーションや体験・参加を補助する。

じゃくしなど しかくしょうがい じどうせいと じゃくしれんずなど かつよう き
○ 弱視等の視覚障害のある児童生徒に弱視レンズ等を活用し、聞こえに
じどうせいと ほちょうききとう かつよう
くさのある児童生徒に補聴器機等を活用する。

るーる かんこう じゅうなん へんこう ぐたいれい
(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

じゅんばん ま ながて しょうがいしゃ たい しゅうい もの りかい え じょう
○ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上
じゅんばん い か
で、順番を入れ替える。

た れつ なら じゅんばん ま ばあい しゅうい もの りかい え じょう
○ 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上
とうがいしょうがいしゃ じゅんばん く べっしつ せき ようい
で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

いたしょ すくりーんなど み こくばん すくりーんなど ちか せき
○ 板書、スクリーン等がよく見えるように、黒板やスクリーン等に近い席を
かくほ
確保する。

しゃりょうなど そうげい ひつよう さい じょうこうばしょ こうしゃとう でいりぐち ちか
○ 車両等での送迎が必要な際に、乗降場所を校舎等の出入口に近
ばしょ へんこう
い場所へ変更する。

がっこうぎょうじとう てきぎきゅうけい と みと きゅうけいじかん
○ 学校行事等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を
えんちょう
延長したりする。

しきちない ちゅうしゃじょうとう しょうがいしゃ らいこう たすうみこ ばあい
○ 敷地内の駐車場等において、障害者の来校が多数見込まれる場合
つうじょう しょうがいしゃせんよう くかく しょうがいしゃせんよう くかく
は、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に

へんこう
変更する。

- いどう こんなん しょうがいしゃ はや にゅうじょう せき ゆうどう
○ 移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、
くるまいす しょう しょうがいしゃ きぼう おう き くるまいすよういがい せき
車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の席
しょう
も使用できるようにしたりする。

- たにん せつしやく たにんずう なか きんちよう ふずいい はっせい
○ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声
など しょうがいしゃ ばあい きんちよう かんわする とうがいしょうがいしゃ つ
等がある障害者の場合は、緊張を緩和するため、当該障害者や付き
そ しゃ せつめい うえ しょうがい とくせい しせつ じょうきょう おう べつしつ
添い者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を
じゅんび
準備する。

- き じどうせいと がいこくご りすにんぐ さい おんしつ おんりょう
○ 聞こえにくさのある児童生徒の外国語のリスニングの際に、音質・音量を
ちょうせい もじ だいたいもんだい ようい
調整したり、文字による代替問題を用意したりする。

- にゅうがくしけん ほんにんまた ほごしゃ きぼう しょうがい じょうきょうとう ふ
○ 入学試験において、本人又は保護者の希望、障害の状況等を踏ま
べつしつじゅけん しけんじかん えんちょうなど みと
え、別室受検、試験時間の延長等を認める。

- せいせきひょうか こうへいせい そこ はんい じゅうなん ひょうかほうほう
○ 成績評価において、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を

けんとう
検討する。

- じゅぎょうちゅう きろく むずか じどうせいと れこーだーなど もち
○ 授業中、記録をとることが難しい児童生徒にICレコーダー等を用いた
じゅぎょう ろくおん いたしよ しゃしんさつえい みと
授業の録音、板書の写真撮影を認める。

- じゅぎょう しょう しりょう じぜん ていきょう じぜん いちどく じかん
○ 授業で使用する資料を事前に提供し、事前に一読するなどの時間を

あた
与える。

- かんかくかびんなど じどうせいと さんぐらす
○ 感覚過敏等がある児童生徒に、サングラス、
のいずきキャンセリングヘッドフォンの着用を認める。

かくだいもじ おんせいよ あ きのう しょう がくしゅう じどうせいと
○ 拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒のために、

じゅぎょう しょう きょうかしよ しりょうおよ もんだいぶん かくだい また
授業で使用する教科書や資料及び問題文を拡大したもの又は
てきすとでーた じぜん わた
テキストデータを事前に渡す。

ちてきはったつ おくれ がくしゅうないよう しゅうとく こんなん じどうせいと たい
○ 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒に対し、
りかい ていど おう しかくてき わ きょうざい ようい
理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。

ちてきしょうがい じどうせいと たいいく さい るーる へんこう かんいか はか
○ 知的障害のある児童生徒の体育の際に、ルールの変更や簡易化を図る。

したいふじゅう じどうせいと たい たいいく じゅぎょう さい うえ かし きのう
○ 肢体不自由のある児童生徒に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能
おう ぼーるうんどう ぼーる おお なげるきより か そううんどう
に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変える。走運動
はし きより みじか すぼ一つようくるまいす しょう きよか
における走る距離を短くする。スポーツ用車椅子の使用を許可する。

にちじょうてき いりょうてきけあ ようするじどうせいと たい ほんにん たいおうかのう
○ 日常的に医療的ケアを要する児童生徒に対し、本人が対応可能な
ばあい ふく はいりょ よう ていど こじんさ りゅうい
場合もあることなどを含め、配慮を要する程度は個人差があることに留意して、
いりょうきかん ほんにん にちじょうてき しえん う かいじょしゃなど れんけい はか
医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図
ここ じょうたい ひつよう しえん ていねい かくにん かじょう かつどう せいげんとう
り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等
をしないようにする。

まんせいてき びょうきなど た じどうせいと おな うんどう じどう
○ 慢性的な病気等のために他の児童生徒と同じように運動できない児童
せいと たい うんどうりょう けいげん だいがえ うんどう ようい びょうき
生徒に対し、運動量を軽減する、代替となる運動を用意するなど、病気
など とくせい りかい かど よぼうまた はいじょ さんか くふう
等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫
をする。

ちりょうとう がくしゅう じかん しょうじるじどうせいと たい ほこう おこな
○ 治療等のため学習できない時間が生じる児童生徒に対し、補講を行
がくしゅうきかい かくほ ほうほう くふう
うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。

み よ が とう こんなん じどうせいと じゅぎょう しけん
○ 見え・読み・書き等に困難のある児童生徒のために、授業や試験での

たぶれっとたんまつとう きき しょう きよか ひつき かえてこうとうしもんとう
タブレット端末等のICT機器の使用を許可する。筆記に代えて口頭試問等に
がくしゅうひょうか おこな
よる学習評価を行う。

はったつしょうがいとう ひとまえ はっぴょう こんなん じどうせいと たい だいたい
○ 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒に対し、代替
そち れぽーと か はっぴょう ろくが がくしゅうひょうか おこな
措置としてレポートを課す。発表を録画したもので学習評価を行う。

がっこうせいかつぜんばん てきせつ たいじんかんけい けいせい こんなん じどう
○ 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童
せいと のうどうてき がくしゅうかつどうとう ぐるーぷ へんせい
生徒のために、能動的な学習活動等においてグループを編成するとき

じぜん つた ばあい ほんにん いこう かくにん
は、事前に伝え、場合によっては本人の意向を確認する。また、こだわりのあ
じどうせいと はなしあい はっぴょうなど ばめん いし つた
る児童生徒のために、話合いや発表等の場面において、意思を伝えることに
じかん よう ばあい こうりょ じかん じゅうぶん かくほ また こべつ
時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保し、又は個別に
たいおう
対応する。

じっけんじっしゅう ぐるーぷわーく じどうせいと じっけん てじゅん
○ 実験実習などでグループワークができない児童生徒や、実験の手順や
しやく せつび きき そうさ こんどう さぎょう きけん じどうせいと たい こべつ
試薬、設備・機器の操作を混同し、作業が危険な児童生徒に対し、個別の
じっけんじかん じっしゅうかだい せつてい こべつ ていーちんぐ あしすたんなど つ
実験時間や実習課題の設定、個別のティーチング・アシスタント等を付け
る。

だい た りゅういじこう 第8 その他の留意事項

しょうがいしゃ せつ さい しょうがいとくせい おう たいおう もと
1 障害者と接する際には、それぞれの障害特性に応じた対応が求め
しょうがい じどうせいと せいじん しょうがいしゃ こと
られる。また、障害のある児童生徒については、成人の障害者とは異な
しえん ひつようせい
る支援の必要性がある。

ふ ここ じどうせいと しょうがい じょうたい はったつだんかい
こうしたことを踏まえ、個々の児童生徒の障害の状態や発達段階、
こせいなど おう てきせつ しえん おこな じゅうよう りゅうい
個性等に応じ、適切な支援を行うことが重要であることに留意する

ひつよう

必要がある。

ごうりてきはいりよ しょうがい じどうせいとおよ ほごしゃ あいだ
合理的配慮については、障害のある児童生徒及び保護者との間で、

いじょう こうりよ ごういけいせい はか じょう ていきょう
以上のようなことを考慮しつつ合意形成を図った上で提供すること、

ごういけいせいご じどうせいとひとり はったつ ていど てきおう じょうきょうなど
また、合意形成後も、児童生徒一人ひとりの発達の程度、適応の状況等
かんあん ひょうか じゅうなん みなお おこな じゅうよう
を勘案・評価しながら柔軟に見直しを行うことが重要である。

たいおうようりょう ほうだい じょう きてい ぎょうせいきかんとく しょうがい
2 対応要領は、法第7条に規定する「行政機関等における障害を

りゆう さべつ きんし かん しょくいん とりくみ かくじつ
理由とする差別の禁止」に関し、職員による取組を確実なものとするため、

しょくいん てきせつ たいおう ひつよう じこう さだ きほんしん
職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものであり、基本指針

たいおうようりょう ぎょうせいきかんとく じむ じぎょう おこな あ しょくいん
では、対応要領は「行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員

じゅんしゅ ふくむきりつ いっかん さだ ひつよう
が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要」があるとされている
ところである。

いっぼう がっこう しょうがい じどうせいと しょうがい じどうせいと たが
一方、学校は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、互い

ただ りかい とも たす あ ささ あ い たいせつ まな
に正しく理解しあい、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学

ば すべ じどうせいと たい ほう しゅし ふきゅう はか
ぶ場でもあり、全ての児童生徒に対して法の趣旨の普及を図るとともに、

しょうがい かん りかい ふか じゅうよう
障害に関する理解を深めることが重要である。

じどうせいとかん しょうがい りゆう さべつ かん もんだいなど
こうしたことから、児童生徒間で障害を理由とする差別に関する問題等

しょう ばあい たん しょくいんじしん あやま たいしょ
が生じた場合には、単に職員自身が誤った対処をしなければよいという

しょうがい かん りかい ふそく じどうせいと てきせつ
ものではなく、障害に関する理解が不足している児童生徒がいれば、適切に

おし みちび とうぜん じゅうよう
教え導くべきことが当然であり、また、重要である。

ほう すべ こくみん しょうがい うむ わ へだ そうご
3 法は「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互

じんかく こせい そんちょう あ きょうせい しゃかい じつげん もくてき
に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目的とし、
こくみん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん きよ つと
国民には「障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるこ
もと
と」が求められている。

ふ がっこう しょくいん すべ じどう
こうしたことを踏まえると、学校においては、職員のみならず、全ての児童
せいとおよ ほごしゃ たい ひろ いしきけいはつ おこな じゅうよう
生徒及びその保護者に対して、広く意識啓発を行うことが重要である。

たいおうようりょう かくがっこう しょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいん お こうない
4 対応要領では、各学校に障害者差別解消推進員を置き、校内

いいんかい せっち そうだんしゃ そうだんとう とき
委員会を設置することとしている。これらは、相談者から相談等があった時

たいおう しょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいん こうないけんしゅう
の対応のみならず、障害者差別解消推進員にあつては校内研修の

きかく うんえいなど たと がっこうどくじ しょうがいしゃさべつかいしょうほう かん
企画・運営等（例えば、学校独自に障害者差別解消法に関する

けんしゅう せんしんこう しさつ きかく こうないいいんかい しょうがいしゃ
研修や先進校の視察を企画）、校内委員会にあつては障害者である

じどうせいと じったいはあく しえんほうさく けんとう たと しょうがい じどうせいと
児童生徒の実態把握や支援方策の検討（例えば、障害のある児童生徒の

じったい はあく いし ひょうめい かか てきせつ しえん けんとう ひごろ
実態を把握し、意思の表明に関わらず、適切な支援を検討）など、日頃か

やくわり きのう じゅうぶん はつき かたち けいぞくてき かつぱつ
らそれぞれの役割・機能を十分に発揮する形で継続的かつ活発に

かつどう きたい
活動することが期待される。